

「採用候補者決定通知」にて、入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込**必要**」と記載された人は、進学後、この様式を進学先の学校へ提出する必要があります。

令和 年 月 日

入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、融資を受けることができなかったことを申告します。

登録番号										—	100	—						
(フリガナ)	セイ									メイ								
氏名	姓									名								
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日																	
進学先	学校名																	
	学部・研究科								学科・専攻									

申込者 (保護者等)	氏名		採用候補者本人から 見た関係 (続柄)	
申込年月日	令和 年 月 日			
申込先 金融機関	公庫 銀行 金庫等 支店			

融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー（※）を、本申告書に
添付します ・ 添付できません ←どちらかに○

（※）圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面も併せてコピーして添付してください。

(注1) 入学時特別増額貸与奨学金を辞退する場合、本申告書と添付書類(上記3.)は提出不要です。
進学後、インターネットによる進学届の提出時に必ず辞退する旨の入力をしてください。

(注2) 入学時特別増額貸与奨学金の申込みや手続きは、日本学生支援機構にお問合せください。

学校番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書（裏面）

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピーを添付できない事情等について
「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、
以下ア・イのうち該当する理由に○をつけ、必要事項を記入してください。

ア 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (あてはまるものに○)	・金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。 ・電話で結果を知らされた。 ・その他 ()
融資できない理由	



以下の理由により通知が発行されなかった場合は、この申告書を提出しても、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることはできません。

- ・ 借入申込人世帯の年間収入（所得）が公庫の示す金額を超えている場合
- ・ 公庫からの借入申込上限額を超えている場合
- ・ 教育資金以外の用途である場合
- ・ 保護者以外による申込みの場合

イ 「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。
なお、再発行の依頼状況について、進学先の学校を通じてあなたに照会することがあります。

再発行を依頼した日	令和 年 月 日
再発行を断られた日	令和 年 月 日
再発行を断られた理由	
融資できない理由	

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。

この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金の採用候補者の場合は、第二種奨学金も併せて）の全額を返金しなければなりません。